

件名：スペインにおける新型コロナウイルスの発生状況について（3月16日）

☆☆☆☆☆ご不明な点がありましたら在スペイン大使館までご連絡下さい☆☆☆☆☆

【本日の新規事項】

◆本日（16日）、グランデ=マルラスカ内務大臣が記者会見を行い、スペイン政府の「警戒事態」宣言に係る具体的措置の一環として、本日24時より、陸路を通じたスペインへの入国を、スペイン人、スペイン人以外のスペイン居住者、国境を越えて職場に通勤する者、その他やむを得ない理由を書面にて証明できる者等のみに制限することを発表しました。

◆本日（16日）、日本国外務省は、スペイン・マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州に発出している感染症危険情報をレベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））に引き上げるとともに、同国のその他の地域についてはレベル2（不要不急の渡航はやめてください）に引き上げました。

◆マドリードやバルセロナ等スペイン全国にて、ホテルが一時営業を休止する動きが増えているようですので、ご注意ください。

◆本日（16日）、13時のスペイン政府の発表によれば、スペイン全土の感染者数は累計で9,191人（死亡309人）。本日の感染者数の増加は1,438名となっており、前日比+18.5%と引き続き感染者数の伸びが大きくなっております。

●●●●●本日の新規事項●●●●●

1 本日（16日）、グランデ=マルラスカ内務大臣が記者会見を行い、スペイン政府の「警戒事態」宣言に係る具体的措置の一環として、本日24時より、陸路を通じたスペインへの入国を以下の方々にのみに制限することを発表しました。

- (1) スペイン人
- (2) スペイン人以外のスペイン居住者
- (3) 国境を越えて職場に通勤する者
- (4) その他やむを得ない理由を書面にて証明できる者
- (5) スペインで接受される外交団、領事団、国際機関職員（公務の場合）

なお、同措置は商品の流通に係る交通には適用されない由。

2 日本国外務省は、スペイン・マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州に発出している感染症危険情報をレベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））に引き上げるとともに、同国のその他の地域についてはレベル2（不要不急の渡航はやめてください）に引き上げました。

●マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州

レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）。（引き上げ）

●その他の地域

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（引き上げ）

《危険・スポット・広域情報：スペイン》

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspotazardinfo_161.html#ad-image-0

3 マドリードやバルセロナ等スペイン全国にて、ホテルが一時営業を休止する動きが増えているようですので、ご注意ください。

4 フライトについては、マドリード・バラハス空港・成田空港間の直行便等以下のとおり運航が確認されております（3月16日16時時点）。他方、刻一刻と状況が変化しておりますところ、最新の情報については、各航空会社への確認をお願いいたします。

（フライト運航状況参考 URL（3月16日16時時点））

<https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100021660.pdf>

5 スペインにおける最新の感染者数情報

3月16日（13時）、スペイン政府は、スペインで発生した新型コロナウイルス（COVID-19）の感染者数が9,191人（前日比+1,438名、18.5%増）に達した旨発表しました。各州における感染者数の詳細は以下のとおりです。特にマドリード州では感染者数が前日比+1,438名と大幅に増加しております。感染者数等の数値は刻々と増加しております。最新の数値は各種報道も参考にしてください。

<感染者数の州別内訳（累計）> 計17州及び2自治都市：9,191人（死亡309人）

マドリード州：4,165人（+621）、カタルーニャ州：903人（+188）、バスク州：630人（±0）、カスティーリャ・ラ・マンチャ州：567人（+166）、アンダルシア州：554人（+117）、バレンシア州：409人（±0）、カスティーリャ・レオン州：334人（+42）、ラ・リオハ州：312人（+12）、ナバラ州：274人（+91）、ガリシア州：245人（+50）、アストゥリアス州：177人（+40）、アラゴン州：174人（+27）、カナリア州：119人（+10）、エストレマドゥーラ州：111人（+16）、ムルシア州：77人（±0）、バレアレス州：73人（+45）、カンタブリア州：58人（+7）、メリリャ自治都市：8人（±0）、セウタ自治都市：1人（±0）

●○●○●注意事項一般●○●○●

1 旅行者に対する入国制限や入国後の行動制限

現在のところ、スペインに到着した渡航者に対する検疫措置や特別管理措置は実施されておりません。

2 コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

（1） スペイン保健省の指針では、発熱や咳、呼吸困難といった呼吸器系の症状が発生した場合は、自宅又は滞在先に待機し、他者との距離を約1メートル以上保ち、濃厚接触を避けるとともに、

電話（基本的には112）により医療機関に連絡し、旅行歴及び症状を伝えて診断を受けることが求められております。

(2) 各州政府によってはコロナウイルス専用のホットラインを設けている州もありますところ以下の連絡先一覧をご確認頂き、医療機関へご連絡頂けますと幸いです。

(在スペイン大使館 HP：各州相談連絡先一覧 URL)

<https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100019059.pdf>

(3) 日本の厚生労働省より「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」として以下のとおり注意ポイントを紹介しておりますところ、当館からもご紹介いたします。

【8つのポイント】

- ・部屋を分けましょう
- ・感染者のお世話はできるだけ限られた方で。
- ・マスクをつけましょう。
- ・こまめに手を洗いましょう。
- ・換気をしましょう。
- ・手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- ・汚れたりネン、衣服を洗濯しましょう。
- ・ゴミは密閉して捨てましょう。

(日本の厚生労働省参考 URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

3 その他生活上の注意点等

(1) 手洗い・咳エチケットの励行、人混みを避ける等の新型コロナウイルス感染に対する適切な対応をお願いいたします。

(2) スペインでも感染者数の増加とともに食料やその他生活用品の買い占めの動きがあります。在留邦人の方々におかれては焦らずご対応頂けますと幸いです。

●大使館連絡先等

1 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2 在スペイン日本国大使館

電話：+(34)-91-590-7600（代表）、+(34)-91-590-7614（領事部直通）

ホームページ：https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

3 在ラスパルマス領事事務所

電話：+(34)-928-244-012

ホームページ：https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html

4 在バルセロナ日本国総領事館

電話：+(34)-93-280-3433

ホームページ：http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。